

### 債務負担行為に係る特則について

本契約は債務負担行為に係る契約であり、大分県県有建築物照明改修事業設計業務等委託契約書第 42 条から第 43 条まで、及び大分県県有建築物照明改修事業工事請負契約書第 40 条から第 42 条までについて、下記事項に留意すること。

- 1 大分県県有建築物照明改修事業設計業務等委託契約書第 42 条の各会計年度における支払限度額及び出来高予定額は、次のとおりとする。

(1) 各会計年度における支払限度額

令和 8 年度	2 2	%
令和 9 年度	3 6	%
令和 1 0 年度	4 2	%

(2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

令和 8 年度	2 5	%
令和 9 年度	4 0	%
令和 1 0 年度	3 5	%

- (3) 契約担当者は、予算の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

- 2 大分県県有建築物照明改修事業工事請負契約書第 40 条の各会計年度における支払限度額及び出来高予定額は、次のとおりとする。

(1) 各会計年度における支払限度額

令和 8 年度	2 2	%
令和 9 年度	3 6	%
令和 1 0 年度	4 2	%

(2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

令和 8 年度	2 5	%
令和 9 年度	4 0	%
令和 1 0 年度	3 5	%

(3) 契約担当者は、予算の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

3 本契約における前払金は、次のとおりとする。

前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の請求はできない。

この場合、予算の執行が可能となる日は4月1日を予定しているが、4月2日以降になる場合は、当該会計年度における前払金を請求できる期日を通知する。